

令和8年度 ケータリングカー（移動販売車）等事業者出店要領

1 目的

アイヌ文化の復興、アイヌ文化の国民理解促進、そして新たなアイヌ文化の創造を目的とした民族共生象徴空間（愛称「ウポポイ」）のスペースを活用した魅力づくりの一環として、ケータリングカー（移動販売車）等（以下、「ケータリングカー等」と言う。）を利用した飲食・物販販売を行い、利用者の利便の向上と公園等の魅力を高めることを目的とする。

2 出店申請

(1) ケータリングカー等事業者出店承認申請資格

以下の全てに該当する個人・法人は、ケータリングカー等事業者出店承認申請を行うことができる。

ただし、別途当財団で認められた場合はこの限りではない。

なお、令和8年度の募集は飲食を提供するケータリングカー（移動販売車）のみとする。

- ① 上記「1.目的」に同意できる者
- ② 道立保健所が発行する営業許可証を有する者
- ③ 食品衛生責任者の資格を有する者（食品衛生責任者の養成講習会修了者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、調理師、製菓衛生士、栄養士、船舶料理師等）
- ④ 食品賠償保険等に加入している者

(2) ケータリングカー等事業者出店の禁止事業者

以下の何れかに該当する個人・法人・任意団体は、申請することができない。

- ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑦ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 法人税、所得税、消費税等の税金を滞納している者
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

(3) ケータリングカー等事業者出店承認審査及び通知

申請を受理した後、審査し、適格事業者には出店を承認する。

なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合がある。

選考結果の審査等に関する問い合わせについては一切応じないこととする。

出店承認申請者には電子メールまたは書面で出店の可否を通知する。

(4) 出店承認申請書類

- ① ケータリングカー(移動販売車)等事業者出店承認申請書(様式1)
- ② ケータリングカー(移動販売車)事業概要書(様式2)
- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 道立保健所が発行する営業許可書の写し
- ⑤ 食品衛生責任者資格者証又はそれに代わる資格証明書の写し ※食品を取扱う場合
- ⑥ 食品賠償共済、生産物賠償責任保険(PL保険)等の証券の写し
- ⑦ 納税証明書その3の2(事業者が個人の場合)
- ⑧ 納税証明書その3の3(事業者が法人の場合)
- ⑨ 車検証の写し

※ 出店承認申請書と同時に、ケータリングカー等出店計画書(様式5)、車両通行許可申請書、検便検査結果の提出も受け付ける。ただし、出店の承認がされない場合は出店計画書、検便検査結果は無効となる。

3 出店に関する事項

(1) 出店計画

出店を希望する事業者は、出店日の7日前までに下記の書類を郵送または電子メールにて提出すること。

- ・ケータリングカー等出店計画書(様式5)
- ・検便検査結果(出店日前1か月以内のもの)

(2) 販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物

(3) 販売禁止商品

- ① 消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの
- ② 当財団が不相当と判断したもの

(4) 出店場所

別添「出店場所一覧」を参照 ※予告なく変更される場合がある。

(5) 出店スケジュールの調整及び通知

申請に基づき当財団にて調整し決定する。

当財団が調整を行った後、出店申請者に対し出店の可否、スケジュールを通知する。

当財団が行う調整とは、過去の販売実績、事務処理手続きの履歴及びメニュー等を考慮した総合的な調整のことをいう。

※ なお、承認期間において、原則として最低2日間以上出店することとし、次のイベント期間には積極的に出店すること。

・R7実績 GW(R7年4月26日~5月6日)、ウポポイ祭2025(R7年7月12日、13日)、夏季(R7年8月8日~17日)、SW(R7年9月13日~23日)、文化の日・無料開放日(R7年11月1日~3日)

(6) 出店時間

原則として開園時間に準ずること。

なお、状況により時間の短縮及び延長は申し出により可能とする場合がある。

出店日当日は 8:00～8:45 の間に入園し、ウポポイの開園に合わせて営業を開始すること。

(参考) 令和 7 年度開園時間

期 間	営業時間
4月1日～4月25日	9:00～18:00
4月26日～5月6日	9:00～20:00
5月7日～7月18日	9:00～18:00
7月19日～8月31日	9:00～20:00
9月1日～9月12日	9:00～18:00
9月13日～9月15日	9:00～20:00
9月16日～9月19日	9:00～18:00
9月20日～9月21日	9:00～20:00
9月22日	9:00～18:00
9月23日	9:00～20:00
9月24日～10月31日	9:00～18:00
11月1日～3月31日	9:00～17:00

(注) 令和 8 年度については、夜間営業日（9:00～20:00）は大幅に短縮し、8月中に 10 日程度のみ設定予定。

(7) 休園日

月曜日（祝日または休日の場合は翌日以降の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）、冬季閉園（2月27日～3月8日）

(8) 報告

ケータリングカー等事業者は、出店した日の営業終了後退園前に出店日の清算レシート（Zレシート）を添付し出店収入報告書を提出すること。

清算レシートが添付できない場合は、別途売上内容（日付・売上・消費税等）がわかる清算画面のスクリーンショット等を当財団へ提出すること。

精算レシート（Zレシート）、もしくは清算画面のスクリーンショット等が無い場合は出店を認めないので注意すること。

(9) 販売手数料

販売手数料は、最低保証料付歩合型とし、売上歩合 10%（最低保証料日額 2,000 円（消費税別途））とする。

販売手数料に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

(8)報告を基に当財団で月度ごとに販売手数料を算出して請求書を発行するので、期日内に指定の金融機関に振り込むこと（振込手数料は出店者負担）。

請求書は原則として電子データ（PDF）で発行し、電子メールにて送付する。止むを得ない事情

により電子メールで請求書データを受信できない場合に限り、請求書を紙で発行し送付する。

(10) 出店のキャンセル

出店者の都合により出店をキャンセルする場合は、出店日の営業時間前までに必ず財団まで連絡をすること。連絡が無い場合出店承認を取り消すこととする。

ウポポイ開園時間までに入園出来ない、出店日の前日までに検便検査の結果について陰性（感染していない）を確認できない、又は検査結果の提出が無い場合は出店者の都合による出店キャンセル扱いとする。

(11) キャンセル料

出店確定後、出店者の都合によりキャンセルする場合は原則としてキャンセル料が発生する。

・ 出店日 7 日前～前日 最低保証料日額

・ 出店日当日 最低保証料日額×2（連絡なき場合は出店承認を取り消すこととする）

また、公園施設管理面、天候不順等やむを得ない事由により出店できない場合は、双方損害賠償並びにキャンセル料は発生しないものとする。

(12) 支払いの遅延

販売手数料について、やむを得ない場合を除き支払いの遅延は原則これを認めない。

指定期日までに販売手数料等を支払わないときは、その翌日から支払日までの日数に応じ、年 14.6%の割合（1年を365日とする日割り計算）で計算した金額を延滞損害金として支払わなければならない。

4 保健衛生

(1) 保健衛生

食品販売又は飲食の営業をする場合、ケータリングカー等事業者は食品衛生法並びに関係法令を遵守すること。

また、定期的開催される食品衛生講習会を受講すること。

(2) 検便検査

出店の申請をする場合、当財団が定める食品衛生検査制度に従い検便検査結果を提出すること。検査の結果が陰性（感染していない）の場合のみ出店することができる。

保菌者が発生した場合は、直ちに財団に届け出るとともに医療機関を受診し適切な処置を取ること。その場合、再度検便検査を行い陰性が確認できるまで出店はできない。

(3) 食物アレルギー対応

食物アレルギーに十分に留意し、アレルゲン表示や口頭での説明ができる体制を整えること。

5 禁止事項

出店者は財団より提供されたケータリングカー設置スペースを、有償・無償に関わらず、第三者に譲渡・貸与及び出店者同士で交換することはできない。

6 その他留意事項

- (1) ケータリングカー等の搬入・搬出は、安全面について最大限の配慮をし、当財団の指定するルートを経由して出店者各自で行うこと。
- (2) 営業車両の公園内への進入において、車両が舗装他公園を破損・損傷させないように留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに財団にその旨を報告し、事業者の負担において原形に復すること。
- (3) 出店時は車止めを使用すること。
- (4) 営業中は来園者の通行等の妨げになる車両から離れた状態での看板・のぼり等は使用しないこと。BGMを使用する場合は販売口付近で聞こえる程度の音量とし、車両店舗外に音が漏れないようにすること。
- (5) 芝生への車両の進入、発電機やその他備品の設置はできません。
- (6) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。
- (7) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (8) 出店日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること。
- (9) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（原状復帰）。
- (10) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (11) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある。
- (12) ケータリングカー等の破損、紛失等について、当財団は一切責任を負わない。
- (13) ケータリングカー等事業者は、当財団の出店場所の調整に対し誠意をもって努めること。
- (14) 当財団の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、出店承認を取り消すこととする。

7 ケータリングカー等事業者出店申請方法

ウポポイ（民族共生象徴空間）ホームページ (<https://ainu-upopoy.jp/>) よりダウンロードした「ケータリングカー等事業者出店申請書」へ記入し、必要資料を添付のうえ郵送または電子メールにて、下記9まで送付する。

8 出店申請期間

随時受け付ける。

9 出店申請・お問い合わせ（閉園日を除く 9：00～17：00 まで）

担当部署	公益財団法人アイヌ民族文化財団 民族共生象徴空間運営本部管理課
所在地	〒059-0902 白老郡白老町若草町2丁目3-2
電子メール	kanri2@ff-ainu.or.jp
電話	0144-84-7370（管理課直通）
F A X	0144-82-3685